



県 紋 章



つる舞う形の群馬県 / 上毛かるた

令和元年 8 月 6 日 (火) 第 9 7 2 1 号

目 次

ページ

規 則

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部を改正する規則 (障害政策課) 2
- 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) 2

告 示

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の規定による感染症入院患者の自己負担額の認定に関する規程 (保健予防課) 4
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正 (会計課) 6
- 同 6

公 告

- 建設業法第 29 条の 5 第 1 項の規定による公告 (建設企画課) 6

正 誤

- 平成 30 年 5 月 22 日群馬県選挙管理委員会告示第 37 号 (選挙管理委員会) 7

■規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月六日

群馬県規則第十一号

群馬県知事 山本 一 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則(昭和三十六年群馬県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「兄弟姉妹をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第四条中「費用徴収額」を「費用負担義務者から徴収する費用の額(以下「費用徴収額」という。)」に、「原則として費用負担義務者の前年分の所得税額の合算額を基礎とし、前年分の所得税額が確定していない場合には、前前年分の所得税額の合算額を基礎とし、別表に掲げる基準によつて」を「費用負担義務者について、法第二十九條第一項又は第二十九條の二第一項の規定による入院のあつた月の属する年度(当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。))の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。)(以下「所得割」という。))の額を合算した額を基礎として、別表により」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二條第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。))及び同法第三百十四條の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。))があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。同法第三百十四條の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

二 当該障害者又はその配偶者若しくは当該障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

三 当該障害者又はその配偶者若しくは当該障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない者又は夫となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない者又は父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のイ又はロに定めるとおりとする。

イ 地方税法第二百九十五條第一項(同項第二号の規定に係る部分に限る。))の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。

ロ イに該当しない者である場合は、地方税法第三百十四條の二第一項第八号に規定する額(同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第三百十四條の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。別表中「所得割」を「所得割(控除)」とし、「1,470,000円」を「1,564,000円」に、「1,470,000円」を「1,564,000円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則(以下「改正後の規則」という。))の規定は、費用徴収額の令和元年六月の算定分から適用する。

2 令和元年六月一日に現に入院中の者のうち費用徴収されていない者であつて、改正後の規則の規定により費用徴収額の認定を行った結果、新たに費用徴収されることとなる者については、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則(以下「改正前の規則」という。))の規定により認定を行うこととする。

3 前項の場合において、改正前の規則の規定により認定を行った結果、費用徴収されることとなる者については次回以降の認定においては改正後の規則の規定により行うこととし、費用徴収されないこととなる者については次回以降の認定においても前項及びこの項の規定を適用する。

4 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けた者が退院する日までの間に限り適用する。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十二号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和三十九年群馬県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「の前年分の所得税額(前年分の所得税が確定していない場合には、前々年分の所得税額とする。以下同じ。)」を「について、法第五十八条の八第一項の規定による入院のあつた月の属する年度(当該入院のあつた月が四月から六月までの場合に於ては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。))の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)(以下「所得割」という。の額)」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該認定した額が当該措置入院者の入院に要した費用の額を超える場合には、当該入院に要した費用の額をもつて認定した額とする。

第九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

イ 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。))及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。))があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。))に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

ロ 当該措置入院者又はその配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

ハ 当該措置入院者又はその配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替へた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は同項の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替へた場合において同号に該当する者であるときは、次の(1)又は(2)に定めるところとする。

(1) 地方税法第二百九十五条第一項(同項第二号の規定に係る部分に限る。))の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の

額は、零とする。

(2) (1)に該当しない者である場合は、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額(同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表中「所得税額の合算額」を「所得割の額の合算額(年額)」に、「費用徴収額」を「費用徴収額(月額)」に、「一、四七〇、〇〇〇円」を「五六四、〇〇〇円」に、「一、四七〇、〇〇一円」を「五六四、〇〇一円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則(以下「改正後の規則」という。))の規定は、費用徴収額の令和元年六月の算定分から適用する。

2 令和元年六月一日に現に入院中の者のうち費用徴収されていない者であつて、改正後の規則の規定により費用徴収額の認定を行った結果、新たに費用徴収されることとなる者については、改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則(以下「改正前の規則」という。))の規定により認定を行うこととする。

3 前項の場合において、改正前の規則の規定により認定を行った結果、費用徴収されることとなる者については次回以降の認定においては改正後の規則の規定により行うこととし、費用徴収されないこととなる者については次回以降の認定においても前項及びこの項の規定を適用する。

4 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けた者が退院する日までの間に限り適用する。

告示

◎群馬県告示第九十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の規定による感染症入院患者の自己負担額の認定に関する規程を次のように定める。

令和元年八月六日

群馬県知事 山本 一太

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の規定による感染症入院患者の自己負担額の認定に関する規程

(趣旨)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第三十七条の規定による感染症入院患者の自己負担額の認定については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 感染症入院患者 法第十九条、法第二十条(これらの規定を法第二十六条において準用する場合を含む。)又は法第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した患者をいう。

二 自己負担額 法第三十七条第二項の規定により、感染症入院患者又はその配偶者若しくは当該感染症入院患者と生計を一にする絶対的扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。)(以下「感染症入院患者等」という。)に負担させる費用の額をいう。

(自己負担額の認定方法)

第三条 自己負担額は、月額によって決定するものとし、その額は、当該感染症入院患者並びにその配偶者及び当該感染症入院患者と生計を一にする絶対的扶養義務者について、入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)(以下「所得割」という。)の額を合算した額を基礎として、別表により知事が認定した額とする。ただし、当該認定した額が当該感染症入院患者の入院に要した費用の額を超える場合には、当該入院に要した費用の額をもつて認定した額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第三百十四条の二第一項

第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

二 当該感染症入院患者等が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

三 当該感染症入院患者等が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のイ又はロに定めるところとする。

イ 地方税法第二百九十五条第一項(同項第二号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。

ロ イに該当しない者である場合は、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額(同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 月の途中で公費負担を開始し、又は終了した場合におけるその月の自己負担額の認定は、日割計算によるものとし、別表中「二〇、〇〇〇円」とあるのは、「二〇、〇〇〇円をその月の実日数で除して得た額に公費負担の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、その額に一円未満の端数が生じたときには、その端数の額を切り捨てた額とする。

(自己負担の特例)

第四条 当該感染症入院患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付を受けている場合には、自己負担をさせないものとする。

(自己負担額の減免)

第五条 災害等による感染症入院患者並びにその配偶者及び当該感染症入院患者と生計を一にする絶対的扶養義務者の所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、自己負担額は、第三条により認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができる。

附則

この規程は、公布の日から施行し、同日以後に新たに入院した者について適用する。
別表（第三条関係）

所得割の額の合算額（年額）	自己負担額（月額）
五六四、〇〇〇円以下	〇円
五六四、〇〇一円以上	二〇、〇〇〇円。ただし、入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（法第三十九条に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、二〇、〇〇〇円に満たない場合は、その額

◎群馬県告示第99号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、令和元年8月1日から適用する。

令和元年8月6日

群馬県知事 山本 一 太

「一般社団法人群馬県猟友会 前橋市富士見町横室514-1(富士見猟友会)」を「一般社団法人群馬県猟友会 前橋市富士見町原之郷1213(富士見猟友会)」に、「新田みどり農業協同組合 桐生市新里町小林108-1(新里支店) 一般社団法人群馬県猟友会 桐生市新里町新川39-1(新里支店)」を「一般社団法人群馬県猟友会 桐生市新里町板橋980-1(新里猟友会) 31-3(新里猟友会)」を「新田みどり農業協同組合 桐生市新里町小林108-1(新里支店)」に改める。

◎群馬県告示第100号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、令和元年8月13日から施行する。

令和元年8月6日

群馬県知事 山本 一 太

「一般社団法人群馬県猟友会 吾妻郡草津町草津272-44(吾妻猟友会草津支部)」を「一般社団法人群馬県猟友会 吾妻郡草津町草津272-44(吾妻猟友会草津支部) 山本和久 吾妻郡草津町大字草津799-52(やまもと労務管理コンサルタント)」に改める。

■ 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分をした年月日 令和元年7月26日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
茂原建設株式会社	太田市小舞木町25	代表取締役 茂原康裕	群馬県知事許可(般・特-28)第410号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 期間 令和元年8月2日から同月4日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実 茂原建設株式会社の代表取締役は、同社の業務に関し、平成27年9月3日、同社資材置場において、産業廃棄物である木くず約1,700キログラムを焼却した。このことが廃棄物の処理及び

清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2の規定に違反したとして、同年12月21日に太田簡易裁判所から法人及び代表取締役に対し、それぞれ罰金50万円の略式命令が出され、平成28年1月6日付けでその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するため、同条第3項に基づき営業停止処分とする。

■ 正 誤

○選挙管理委員会告示正誤

平成30年5月22日群馬県選挙管理委員会告示第37号（政治団体の名称等）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9601号	4	終わりから3	綿貫初男	渡貫初男

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111